

観 参 第 8 2 6 号
平成 3 1 年 4 月 1 0 日

各都道府県観光担当部長 殿

観光庁参事官（観光人材政策担当）

「全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録等について」の
一部改正について

各都道府県知事等が行う、全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録事務等については、「全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録等について」（平成30年1月4日観観資第343号）より通知しているところであるが、今般、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月閣議決定）」を踏まえ、健康診断書の様式等について、別紙新旧対照表のとおり見直すこととしたので、その旨了知されるとともに事務取扱に遺漏なきを期されたい。

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p data-bbox="837 405 1104 552">観観資第343号 平成30年1月4日 一部改正 観参第826号 平成31年4月10日</p> <p data-bbox="203 635 584 667">各都道府県観光担当部長 殿</p> <p data-bbox="636 711 1088 743">観光庁参事官(観光人材政策担当)</p> <p data-bbox="302 826 1003 858">全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録等について</p> <p data-bbox="203 941 1097 1088">「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」(平成29年法律第50号)の施行により、別添のとおり「全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録等について」を定めたので、その旨了知されるとともに事務取扱に遺漏なきを期されたい。</p> <p data-bbox="203 1098 1097 1318">なお、本通知により、「通訳案内士及び地域限定通訳案内士の登録について」(平成18年3月31日付国総旅振第633号)、「沖縄特例通訳案内士の登録について」(平成24年8月9日付観観資第119号)、「福島特例通訳案内士の登録について」(平成24年8月16日付観観資第116号)、「高山市中心市街地における中心市街地特例通訳案内士の登録について」(平成27年5月22日付観観資第2</p>	<p data-bbox="1771 405 2038 478">観観資第343号 平成30年1月4日</p> <p data-bbox="1133 635 1514 667">各都道府県観光担当部長 殿</p> <p data-bbox="1715 711 2033 785">観光庁観光地域振興部 観光資源課長</p> <p data-bbox="1232 826 1933 858">全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録等について</p> <p data-bbox="1133 941 2027 1088">「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」(平成29年法律第50号)の施行により、別添のとおり「全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録等について」を定めたので、その旨了知されるとともに事務取扱に遺漏なきを期されたい。</p> <p data-bbox="1133 1098 2027 1318">なお、本通知により、「通訳案内士及び地域限定通訳案内士の登録について」(平成18年3月31日付国総旅振第633号)、「沖縄特例通訳案内士の登録について」(平成24年8月9日付観観資第119号)、「福島特例通訳案内士の登録について」(平成24年8月16日付観観資第116号)、「高山市中心市街地における中心市街地特例通訳案内士の登録について」(平成27年5月22日付観観資第2</p>

2号)、「認定奄美群島市町村における奄美群島特例通訳案内士の登録について」(平成28年4月27日付観観資第30号)、「小笠原諸島における小笠原諸島特例通訳案内士の登録について」(平成28年4月27日付観観資第31号)及び「構造改革特別区域認定地域における地域限定特例通訳案内士の登録について」(平成28年4月27日付観観資第32号)は廃止する。

(別添)

全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録等について

〔凡例〕

法 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)
規則 通訳案内士法施行規則(昭和24年運輸省令第27号)
改正法 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成29年法律第50号)

第一 登録の申請

(略)

第二 非居住者の登録関係

(略)

(削除)

2号)、「認定奄美群島市町村における奄美群島特例通訳案内士の登録について」(平成28年4月27日付観観資第30号)、「小笠原諸島における小笠原諸島特例通訳案内士の登録について」(平成28年4月27日付観観資第31号)及び「構造改革特別区域認定地域における地域限定特例通訳案内士の登録について」(平成28年4月27日付観観資第32号)は廃止する。

(別添)

全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録等について

〔凡例〕

法 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)
規則 通訳案内士法施行規則(昭和24年運輸省令第27号)
改正法 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成29年法律第50号)

第一 登録の申請

(略)

第二 非居住者の登録関係

(略)

第三 日本国籍を有しない者の欠格事由に該当しないことの確認方法

(法第4条第1号、法第56条第1号関係)

日本国籍を有しない者（非居住者及び外国人登録を受けた者）が全国通訳案内士又は地域通訳案内士の登録の申請を行う場合、一定の刑に処せられた者等出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第5条各号に掲げる者については、同条の規定により、本邦に上陸することができないこととされているため、その申請者は、法第4条第1号又は法第56条第1号に該当しない蓋然性が高いことから、申請者がこれらの条項に該当しないことの確認は、原則として、申請者本人にこれらの条項に該当しない旨の誓約書を提出させる方法をもってすることとする。

第三 登録の拒否

（法第21条（法第57条において準用する場合を含む。）、規則第17条（規則第37条において準用する場合を含む。）関係）

登録を拒否するかどうかを決定するときの手続については、以下の措置を参考にして適切な対応をお願いしたい。

1. 医師の健康診断書による精神の機能の障害の有無等の確認
（略）

2. 意見聴取

登録を申請した者が、精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。）であると認め、登録を拒否することとするときは、あらかじめ当該申請者

第四 登録の拒否

（法第21条（法第57条において準用する場合を含む。）、規則第17条（規則第37条において準用する場合を含む。）関係）

1. 登録を拒否するかどうかを決定するときの手続

登録を拒否するかどうかを決定するときの手続については、以下の措置を参考にして適切な対応をお願いしたい。

（1）医師の健康診断書による精神の機能の障害の有無等の確認
（略）

（2）意見聴取

登録を申請した者が、精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。）であると認め、登録を拒否することとするときは、あらかじめ当

にその旨を通知し、その求めがあったときは、都道府県知事若しくは法第54条第3項の同意を得た市町村又は都道府県の長の指定する職員をしてその意見を聴取させなければならないものとする。

なお、都道府県知事の指定する職員とは、都道府県等の担当者及び都道府県等において選任した非常勤の専門家とする。専門家については、

- ① 全国通訳案内士にかかる専門家、
- ② 当該申請者の有する障害に精通した専門家、
- ③ 全国通訳案内士又は地域通訳案内士の養成、教育に係る専門家等

の中から指定するものとする。

具体的な意見聴取の手続きについては、別紙2に基づき行うものとする。

第四 通訳案内に関する研修

(法第30条第1項関係)

1. 登録研修機関が実施する通訳案内研修の受講

全国通訳案内士は、法第30条第1項の規定により、5年毎に登録研修機関が実施する通訳案内に関する研修（以下「定期研修」という。）を受講することとしている。そのため、各都道府県においては、全国通訳案内士が研修を受講した登録研修機関や研修受講日等に関する情報（以下「研修受講状況」という。）について把握しておく必要がある。

2. 研修受講の確認

1. の把握にあたっては、観光庁において登録研修機関から全国通訳案内士の研修受講状況に関する報告を受け付け、それを各

該申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、都道府県知事若しくは法第54条第3項の同意を得た市町村又は都道府県の長の指定する職員をしてその意見を聴取させなければならないものとする。

なお、都道府県知事の指定する職員とは、都道府県等の担当者及び都道府県等において選任した非常勤の専門家とする。専門家については、

- ① 通訳案内の業務士にかかる専門家、
- ② 当該申請者の有する障害に精通した専門家、
- ③ 全国通訳案内士又は地域通訳案内士の養成、教育に係る専門家等

の中から指定するものとする。

具体的な意見聴取の手続きについては、別紙2に基づき行うものとする。

(新規)

都道府県に対して情報提供していくので、適宜活用されたい。

3. 研修受講状況が不明な場合

施行規則第19条第2項の規定に基づく届出等により、全国通訳案内士が最後に受講した研修受講状況が不明な場合は、全国通訳案内士に対して研修受講に係る修了証明書の写しの提出を求めるとや旧住所地を管轄する都道府県に問い合わせる等の適切な措置を講じることにより、把握されたい。

第五 登録の取消し等

1. 登録の取消し

(法第25条(法第57条において準用する場合を含む。)関係、規則第22条(規則第37条において準用する場合を含む。)関係)

(1) 全国通訳案内士及び地域通訳案内士が法第25条各号に該当する場合又は法第21条第1項に該当するに至った場合には、同条に基づき、登録の取消しを行うこととする。

(2) 各都道府県内で登録されている全国通訳案内士が法第30条第1項等の規定に違反している場合には、電話、手紙等合理的な手段により、全国通訳案内士又はその代理人に対して速やかに研修を受講するよう指導する。なお、当該指導は状況に応じて複数回実施することとする。

上記指導を行っても、同項等に違反している状態が続いている場合には、行政手続法(平成5年法律第88号)に基づく聴聞を行った上で、法第25条第3項に基づき、登録の取消し等の対応をされたい。この場合、取消処分までの間に、全国通訳案内士が研修受講する旨の意思を示している場合

第五 登録の取消し等

1. 登録の取消し

(法第25条(法第57条において準用する場合を含む。)関係、規則第22条(規則第37条において準用する場合を含む。)関係)

(1) 全国通訳案内士及び地域通訳案内士が法第25条各号に該当する場合又は法第21条第1項に該当するに至った場合には、同条に基づき、登録の取消しを行うこととする。

(2) 各都道府県内で登録されている全国通訳案内士が法第30条第1項等の規定に違反している場合には、電話、手紙等合理的な手段により、全国通訳案内士又はその代理人に対して速やかに研修を受講するよう指導する。なお、当該指導は状況に応じて複数回実施することとする。

上記指導を行っても、同項等に違反している状態が続いている場合には、行政手続法(平成5年法律第88号)に基づく聴聞を行った上で、法第25条第3項に基づき、登録の取消し等の対応をされたい。この場合、取消処分までの間に、全国通訳案内士が研修受講する旨の意思を示している場合

や、病気等により速やかな定期研修の受講が難しい環境にある等の特別な事情を考慮するなど、全国通訳案内士からの聴取内容等に基づき、適切に対応されたい。

また、地域通訳案内士に対して法第57条において準用する法第25条第3項に基づく登録の取消し等を行う場合の手続きについても同様とする。

なお、法第30条第1項に基づく全国通訳案内士の研修受講状況については、登録研修機関から報告を受領後、観光庁から速やかに各都道府県に共有することとするので、適宜活用されたい。

(3) (2)の「法第30条第1項の規定に違反」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- ① 改正法施行前に登録した全国通訳案内士にあっては、改正法施行日から5年以内に定期研修を受講していない者
- ② 改正法施行日以降に登録した全国通訳案内士にあっては、登録年月日から5年以内に定期研修を受講していない者
- ③ 全国通訳案内士が最後に受けた通訳案内研修の受講した日から5年以内に定期研修を受講していない者

2. 登録の消除
(略)

第六 全国通訳案内士登録簿及び地域通訳案内士登録簿について
(略)

第七 全国通訳案内士登録簿及び地域通訳案内士登録簿の閲覧について
(略)

や、病気等により速やかな定期研修の受講が難しい環境にある等の特別な事情を考慮するなど、全国通訳案内士からの聴取内容等に基づき、適切に対応されたい。

また、地域通訳案内士に対して法第57条において準用する法第25条第3項に基づく登録の取消し等を行う場合の手続きについても同様とする。

なお、法第30条第1項に基づく全国通訳案内士の研修受講状況については、登録研修機関から報告を受領後、観光庁から速やかに各都道府県に共有することとするので、適宜活用されたい。

2. 登録の消除
(略)

第六 全国通訳案内士登録簿及び地域通訳案内士登録簿について
(略)

第七 全国通訳案内士登録簿及び地域通訳案内士登録簿の閲覧について
(略)

第八 全国通訳案内士登録証及び地域通訳案内士登録証について (略)

第九 その他

全国通訳案内士や地域通訳案内士の就業機会を確保する観点から、観光庁において、旅行業者等が一括して有資格者を検索できるデータベース（通訳案内士登録情報検索システム）を構築しているところである。また、全国通訳案内士の定期研修の受講状況についても当該システムに反映することにより、有資格者の稼働状況を容易に把握することが可能となるよう設計を進めている。

そのため、新たに登録を行った全国通訳案内士や地域通訳案内士については、その登録情報を当該システムに入力するとともに、既登録者も含めて、登録事項に変更があった場合には、システムにおいても修正する等の対応をされたい。

また、当該システムにおける全国通訳案内士等の登録情報は、初期設定で非公開としているため、各全国通訳案内士の情報を公開するためには、都道府県から各全国通訳案内士のメールアドレスを入力する等の設定が必要である。そのため、全国通訳案内士等から当該システムに関して情報を公開したい等との相談がなされた場合には、適宜ご対応されたい。

さらに、各全国通訳案内士に係る研修受講年月日については、観光庁において速やかに当該システムに入力するので、各都道府県においても全国通訳案内士の研修受講状況を確認する際に、当該システムを適宜活用されたい。

附 則（平成30年1月4日観観資第343号）
この通達は、平成30年1月4日より適用するものとする。

第八 全国通訳案内士登録証及び地域通訳案内士登録証について (略)

第九 その他

全国通訳案内士や地域通訳案内士の就業機会を確保する観点から、観光庁において、旅行業者等が一括して有資格者を検索できるデータベース（通訳案内士登録情報検索システム）を構築しているところである。また、全国通訳案内士の定期研修の受講状況についても当該システムに反映することにより、有資格者の稼働状況を容易に把握することが可能となるよう設計を進めている。

そのため、新たに登録を行った全国通訳案内士や地域通訳案内士については、その登録情報を当該システムに入力するとともに、既登録者も含めて、登録事項に変更があった場合には、システムにおいても修正する等の対応をされたい。

また、当該システムにおける全国通訳案内士等の登録情報は、初期設定で非公開としているため、各全国通訳案内士の情報を公開するためには、都道府県から各全国通訳案内士のメールアドレスを入力する等の設定が必要である。そのため、全国通訳案内士等から当該システムに関して情報を公開したい等との相談がなされた場合には、適宜ご対応されたい。

今後、観光庁において、登録研修機関から全国通訳案内士の研修受講状況に関する報告を受け付け、その情報を速やかに当該システムに入力するので、各都道府県においても全国通訳案内士の定期研修受講状況を確認する際に、当該システムを適宜活用されたい。

附 則（平成30年1月4日観観資第343号）
この通達は、平成30年1月4日より適用するものとする。

附 則（平成31年4月10日観参第826号）

- 1 この通達は、平成31年7月1日から適用する。ただし、別紙1の改正規定は、平成31年4月10日（通知日）から適用する。
- 2 この通達による改正前の別紙1に規定する様式による書面については、この通達による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

（新規）

(別紙1)

(表面)

健康診断書

氏名		性別	男	女
生年月日	<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>	年齢		

上記の者について、下記のとおり診断します。

1. 精神機能の障害

なし あり

※「あり」に該当する場合には、①病名、②現に受けている治療の内容及び③治療を受けている状態であれば、通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、

(別紙1)

健康診断書

氏名		性別	男	女
生年月日	<u>大正</u> <u>昭和</u> <u>平成</u>	<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>	年齢	

上記の者について、下記のとおり診断します。

1. 精神機能の障害

なし あり

※「あり」に該当する場合には、①病名、②現に受けている治療の内容及び③治療を受けている状態であれば、通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、

判断及び意思疎通を適切に行うことができるか否か、また、今後障害の程度が軽減すると見込まれるか否か、を記載すること。

※詳細については、別紙も可。

診断年月日	<u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日	
医師	病院、診療所等の名称	
	所在地	TEL
	氏名	印

※裏面もご確認ください。

(裏面)

健康診断書の作成に当たっては、通訳案内士法に規定する業務内容等に十分留意すること。

判断及び意思疎通を適切に行うことができるか否か、また、今後障害の程度が軽減すると見込まれるか否か、を記載すること。

※詳細については、別紙も可。

診断年月日	<u>平成</u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日	
医師	病院、診療所等の名称	
	所在地	TEL
	氏名	印

○通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）（抄）

第一章 総則

（業務）

第二条 全国通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。以下同じ。）を行うことを業とする。

2 地域通訳案内士は、その資格を得た第五十四条第二項第一号に規定する地域通訳案内士業務区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

第二章 全国通訳案内士

第三節 全国通訳案内士の登録

（登録の拒否）

第二十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請をした者（以下「申請者」という。）が全国通訳案内士となる資格を有せず、又は心身の障害により全国通訳案内士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの（※）に該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

2 （略）

※国土交通省令で定めるもの：精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれるものを除く。）

第三章 地域通訳案内士

第一節 地域通訳案内士育成等基本指針等

第五十四条 （略）

2 （略）

二 地域通訳案内士にその業務を行わせる区域（以下「地域通訳案内士業務区域」という。）

三～四 （略）

3～6 (略)

第三節 地域通訳案内士の登録

第五十七条 前章第三節の規定は、地域通訳案内士の登録について準用する。(以下略)

(略)	(別紙 2)	(略)	(別紙 2)
(略)	(別記様式 1)	(略)	(別記様式 1)
(略)	(別記様式 2)	(略)	(別記様式 2)
(略)	(別記様式 3)	(略)	(別記様式 3)